

議案第84号

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和49年福岡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第14条中「若しくは地方公務員法第16条第1号に該当した場合の同法第28条第4項の規定による失職」を削る。

第16条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。